

郵電業第3074号の2
平成12年9月19日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

郵政省電気通信局長
天野 定

通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講すべき措置について

（平成3年3月18日郵電業第44号、平成7年2月23日郵電業第165号、平成8年3月22日郵電業第271号、平成11年8月12日郵電業第96号、平成11年8月31日郵電業第101号、平成12年6月30日郵電通第3042号、平成12年7月31日郵電技第3011号関連）

指定電気通信設備との円滑な接続のために、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の条件等については、従来より累次の改善方策を探ってきたところであるが、MDF（主配線盤）接続等の多様な接続形態に対する需要の増進に伴い、これらを円滑に行うための更なるルール整備の必要性が生じてきていることかんがみ、今般9月13日付けで電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年郵政省令第55号）が公布されたところである。

今般の省令改正については、平成12年8月31日に電気通信審議会からこれが適当である旨の答申があったところであるが、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。

なお、「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）中の記6は本年10月1日をもってこれを廃止する。



記

1. コロケーションに関する適正な手続の設定等

(1) コロケーション等に関する情報の開示

- ア 円滑なコロケーションの実現のために各通信用建物毎に空き場所があるかどうかの情報を無償で事前に開示すること
- イ アの他、空き場所の寸法や周辺設備の状況等、円滑なコロケーションの実現のために必要な情報を事前に開示すること
- ウ コロケーションに関するものの他、円滑な接続を行うために、平成7年より行われている接続協議等に関する情報をまとめた冊子の作成、公表を引き続き行うとともに、その他接続全般に関して積極的に情報（接続料、工事費及びコロケーションの費用等の明確な原価算定根拠を含む。）の開示を行うこと

(2) コロケーションの請求への回答

- ア コロケーションの可否についての検討などの相互接続点の調査が、接続の事前の調査と並行して行うことが可能であることを接続約款の規定において明示すること
- イ コロケーションその他接続に関する接続事業者の全ての請求について、可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款において規定し、必要に応じてその見直しを行うこと
- ウ コロケーションの請求に対してこれを可能と判断するときには、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を含めて回答を行うこと
- エ ウの選定理由は、コロケーション設備の設置の時点で、貴社等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものであること
- オ コロケーションが可能である旨の回答を行った場合において、その後工事を行う場合には、早急に工事費用の概算を提示すること
- カ ケージによるコロケーションの請求に対しては、場所の空間的余裕から見て許容される場合にはこれに応じること
- キ コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなつて使われなくなった設備を存置している等の不合理な事由により拒否する等、不合理な制限を設けないこと



(3) 接続事業者の通信用建物への立入りに関する措置

- ア コロケーションが可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、コロケーションの請求への回答に関する確認のための立入りを含めて、これを受け容れること
- イ コロケーションが不可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、空き場所がないことを以ってコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための立入りを受け容れること
- ウ 接続事業者による貴社通信用建物への立入りの請求に対する可否の回答については、標準的期間を設定する他、申込み等について簡素な手続きとすること

(4) 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置

- ア 接続事業者が工事又は保守を行うための手続は極力簡素なものとすること
- イ 接続事業者が行う工事業者の選択に関して、接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること
- ウ 接続事業者による工事又は保守に関して、貴社自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと
- エ 接続事業者が行う工事又は保守に立会いを行う場合には、例えば昼間帯に実施される中間工程については有償の立会いを行わないこととする等、これを必要最小限の場合に限定することによって工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すること
- オ DSL（デジタル加入者回線）サービスを行う株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのように、接続事業者と競合関係にある業者に対して当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、当該接続事業者との合意のもとに行うと共に、その場合は、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行うこと

(5) 貴社によるコロケーションに係る工事又は保守への接続事業者の立会い
接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する立会いを当該接続事業者の合意を得ずに行ったり、工事又は保守の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行



行為を禁止したりしないこと

2. コロケーションに関する標準的期間の設定

- (1) コロケーションに関する標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、東西N T T自身の設備の設置よりも時間がかかるないことを旨として、実質的に短縮化した期間を設定すること
- (2) 貴社がコロケーションに関する工事を行う場合の標準的期間については、例えば通信用建物内の工事と通信用建物の外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して設定すること等により工事の標準的期間の実質的な短縮化をすること

3. コロケーションに関して接続事業者が負担する工事費及び保守費等の設定

- (1) 貴社がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に接続事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、その内訳と算定根拠を可能な限り明確化すること
- (2) (1)の工事費又は保守費について、出来る限り具体的な内容を接続約款に規定し、個別の料金額の規定を行うことについて早急に検討すること
- (3) (1)の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において十分な情報の開示を行うこと
- (4) (1)の工事費又は保守費について、適正な按分等により接続事業者間で不公平がないようにすること
- (5) 接続事業者がコロケーションに関して工事又は保守を行う場合に貴社が立会いを行う場合、その費用の負担を接続事業者に求める場合には、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とすること
- (6) (5)の立会い費用について、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに立会いの料金を設定することを含め、必要以上に立会いに時間がかかることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにすること



(7) (5)の立会い費用について、(6)のようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために貴社における必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、負担の低廉化に資する観点から、見直し後の方針による立会いの費用負担額の適用を省令改正の施行日に遡及適用することも可能とすること

(8) (5)の立会い費用について、その額の水準が立会いのような比較的軽微な作業に不相応に高額なものとならないようにすること

4. その他の措置

- (1) D S Lサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入名義とD S L利用申込名義とが異なるという理由のみで、加入者への加入申込の補正などを求めることなく申込を拒絶することがないようにすること
- (2) コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱いが停止する事がないような措置が採られている範囲内で可能とすること
- (3) その他、コロケーションの条件において貴社と接続事業者との同等性を確保すること



(答申)

平成12年5月22日付け諮問第12号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が接続約款に規定すべき、その建物への他事業者による立入りの手続には、コロケーションの請求に応じる場合の回答及びコロケーションの場所がないためにコロケーションを拒否する旨の回答に関する確認のための立入りの手続を含むこととすること

が確保された上で、改正することは適當と認められる。

なお、提出された意見聴取結果及び事業者ヒアリングの結果並びにそれらに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

おって、郵政省においては、以下の措置（括弧内は別紙記載の参照されるべき当審議会の考え方。）が指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において講じられるよう配慮することを要望する。

1. コロケーションに関する適正な手続の設定等

(1) コロケーション等に関する情報の開示

ア 円滑なコロケーションの実現のために各通信用建物毎に空き場所があるかどうかの情報を無償で事前に開示すること（考え方6）

イ アの他、空き場所の寸法や周辺設備の状況等、円滑なコロケーションの実現のために必要な情報を事前に開示すること（考え方6）

ウ コロケーションに関するものの他、円滑な接続を行うために、平成7年より行われている接続協議等に関する情報をまとめた冊子の作成、公表を引き続き行うとともに、その他接続全般に関して積極的に情報の開示に努めること（考え方



(2) コロケーションの請求への回答

- ア コロケーションの可否についての検討などの相互接続点の調査が、接続の事前の調査と並行して行うことが可能であることを接続約款の規定において明示すること(考え方21)
- イ コロケーションその他接続に関する接続事業者の全ての請求について可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款において規定し、必要に応じその見直しを行うこと(考え方32)
- ウ コロケーションの請求に対してこれを可能と判断するときには、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を含めて回答を行うこと(考え方9・15)
- エ ウの選定理由は、コロケーション設備の設置の時点で、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものであること(考え方9・15)
- オ コロケーションが可能である旨の回答を行った場合において、その後工事を行う場合には、早急に工事費用の概算を提示すること
(考え方16)
- カ ケージによるコロケーションの請求に対しては、場所の空間的余裕から見て許容される場合にはこれに応じること(考え方17)
- キ コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなつて使われなくなつた設備を存置している等の不合理な事由により拒否する等、不合理な制限を設けないこと(考え方17・20)

(3) 接続事業者の通信用建物への立入りに関する措置

- ア コロケーションが可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、コロケーションの請求への回答に関する確認のための立入りを含めて、これを受け容れること(考え方13)
- イ コロケーションが不可能と考える通信用建物への接続事業者の立入りについては、空き場所がないことを以ってコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための立入りを受け容れること
(考え方13)
- ウ 接続事業者による、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の通信用建物への立入りの請求に対する可否の回答については、標準的期間を設定する他、申込み等について簡素な手続きとすること(考え方14)



(4) 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置

- ア 接続事業者が工事又は保守を行うための手続は極力簡素なものとすること(考え方24)
- イ 接続事業者が行う工事業者の選択に関して、接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の設備との接続工事についてはそれを受注可能と指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が考える客観的な条件を予め公表すること(考え方25)
- ウ 接続事業者による工事又は保守に関して、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者自らの工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと(考え方26)
- エ 接続事業者が行う工事又は保守に立会いを行う場合には、例えば昼間帯に実施される中間工程については有償の立会いを行わないこととする等、これを必要最小限の場合に限定することによって工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すること(考え方27)
- オ D S L (デジタル加入者回線) サービスを行う株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのように、接続事業者と競合関係にある業者に対して当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、当該接続事業者との合意のもとに行うと共に、その場合は、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行うこと(考え方28)

(5) 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者によるコロケーションに係る工事又は保守への接続事業者の立会い

接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する立会いを当該接続事業者の合意を得ずに行ったり、工事又は保守の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行為を禁止したりしないこと(考え方30)

2. コロケーションに関する標準的期間の設定

- (1) コロケーションに関する標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、東西NTT自身の設備の設置よりも時間がかかるないことを旨として、実質的に短縮化した期間を設定すること(考え方32)
- (2) 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がコロケーションに関する工



事を行う場合の標準的期間については、例えば通信用建物内の工事と通信用建物の外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して設定すること等により工事の標準的期間の実質的な短縮化をすること（考え方36・37）

3. コロケーションに関して接続事業者が負担する工事費及び保守費等の設定

- (1) 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に接続事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、その内訳と算定根拠を可能な限り明確化すること（考え方39）
- (2) (1)の工事費又は保守費について、出来る限り具体的な内容を接続約款に規定し、個別の料金金額の規定を行うことについて早急に検討すること（考え方40）
- (3) (1)の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において十分な情報の開示を行うこと（考え方40）
- (4) (1)の工事費又は保守費について、適正な按分等により接続事業者の間で不公平がないようにすること（考え方41）
- (5) 接続事業者がコロケーションに関して工事又は保守を行う場合に指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が立会いを行う場合、その費用の負担を接続事業者に求める場合には、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とすること（考え方44）
- (6) (5)の立会い費用について、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに立会いの料金を設定することを含め、必要以上に立会いに時間がかかることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにすること（考え方44）
- (7) (5)の立会い費用について、(6)のようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者における必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、負担の低廉化に資する観点から、見直し後の方法による立会いの費用負担額の適用を省令改正の施行日に遡及適用することも可能とすること
(考え方44)



(8) (5)の立会い費用について、その額の水準が立会いのような比較的軽微な作業に不相応に高額なものとならないようにすること（考え方44）

4. その他の措置

- (1) D S Lサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入名義とD S L利用申込名義とが異なるという理由のみで、加入者への加入申込の補正などを求めることなく申込を拒絶することができないようにすること
(考え方52)
- (2) コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止するがないような措置が採られている範囲内で可能とすること（考え方59）
- (3) その他、コロケーションの条件において指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者と接続事業者との同等性を確保すること。



電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案——コロケーション条件の整備——に関する意見聴取と事業者ヒアリングの結果及びそれに対する考え方（抜粋）

考え方 6

円滑なコロケーション実現のためには接続事業者にとって必要な情報が出来る限り多く事前に開示されていることが重要であり、空き場所の寸法や周辺設備の状況等についても開示が行われていく必要がある。

各局舎毎に空き場所があるかどうかの情報については、接続約款に記載されるコロケーションの料金等と同様、無償により開示されるべきものと考えられる。

考え方 8

今回の省令改正はコロケーションに関してルールを整備するものであるが、接続全般に関して情報開示は重要であり、平成7年より行われている接続協議等に関する情報をまとめた冊子の作成・公表を東西NTTにおいて引き続きしていくと共に、今後具体的な必要に応じて手続の整備が行われていく必要がある。

考え方 9

局舎内の具体的なコロケーションの場所については、その場所と接続点との間の距離等によっては接続事業者の負担額が大きく左右されることから、具体的な場所とその選定理由に関して情報開示が行われる必要がある。

この選定理由は、コロケーション設備の設置の時点において、東西NTT等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあることのような、最も低廉になる条件にあることを基本とするものでなければならない。

これについては、コロケーションの請求に対する回答(今回の改正による電気通信事業法施行規則第23条の4第3項第2号イ(2)の「回答」)において説明が行われることとすべきである。

考え方 13

接続事業者がコロケーションの請求に係る東西NTTの建物へ立入りすることについては、東西NTTがコロケーションを可能と答える場合と不可能と答える場合とに分けて整理される必要がある。

まず、東西NTTにおいてコロケーションが可能と考える建物に関してはそれが必要であることについて異論もなく、東西NTTの回答の確認のためのものを含め、立入り



が行われるようとするべきである。

一方、東西N T Tがコロケーションを不可能と考える建物に関しては、実際に不可能であるかどうかは立入りによって明らかになる場合もあれば明らかにならない場合もある。

東西N T Tにおいてコロケーションを不可能とする場合にはその理由を文書で説明しなければならない。この際において、空き場所がないことがコロケーションが不可能である理由とされている場合には、空き場所の存在は立入りにより簡便に確認出来るはずであり、これに対する東西N T Tの容忍の度合いも比較的少ないと考えられ、上記の立入りを認めることとすることが適當と考えられる。

空き場所があるにも関わらずコロケーションが不可能であるとされる場合としては、東西N T Tは①更改用スペースが必要である場合、②他事業者のスペースを保留している場合、③技術的・経済的にスペースを確保することが困難である場合を挙げている。このうち①は東西N T Tの事業計画を、②は関係する契約書を、③は専門家による証明を裁定等の場において第三者が確認することにより、検証することが可能と考えられる一方、これらにつき接続事業者による立入りによって検証されることが可能とは限らないものであることから、接続事業者がこの確認のために立入りが出来るとすることまでは要しないものと考えられる。

以上を考慮して、郵政省の省令案は修正することが適當と考えられる。

本件に関しては、運用の状況を踏まえて本年度中に開始される接続制度の見直しの中であらためて見直しを行う必要がある。

なお、本件に関して東西N T Tが言及しているような、同社が接続事業者に債務保証等を要求しないことはコロケーションの問題とは全く関係がない。

考え方14

迅速なコロケーションは円滑な接続のために不可欠であり、そのためには関連する立入りの申込みに対して、その可否に関する回答を簡素な手続きにより速やかに行うべきである。その際、同手続において当該回答の為の標準的な期間が設定される必要がある。

考え方15

局舎内の具体的なコロケーションの場所については、その場所と接続点との間の距離等によっては接続事業者の負担額が大きく左右されることから、具体的な場所とその選定理由に関して情報開示が行われる必要がある。

考え方16

東西N T Tの相互接続点の調査においては、コロケーションの可否について検討が行われることとなっており、これが可能との判断がなされ次第、早急に工事費用の概算が



提示されるべきである。

考え方 17

従来よりコロケーションスペースの配分等を効率よく行う等の観点からケージを用いない形でコロケーションが行われてきているが、ケージによるコロケーションの請求があった場合には、場所の空間的余裕から見て許容されるのであればこれに応じる必要がある。

但し、いかなる場合にも東西NTTにおいてケージを用意すべき等とまでする必要性は現在までのところは認められない。

コロケーションの場所を接続点から不当に離したり場所の最小基準を設けるといったような不合理なコロケーションの制限は設けられてはならない。

考え方 20

東西NTTが古くなって使われなくなった設備を存置することがコロケーションを不可能にしているような事態があるのであればそのような場合にコロケーションが行われないことは不合理であり、そのようなことがないよう、不要な設備は東西NTTにおいて可能な限り速やかに撤去されるべきである。

考え方 21

接続の事前調査において、相互接続点の調査と作業が類似或いは重複していることによって不要な手間がかかっているとすれば非効率的と考えられる。

このような事態が現実に障害となることがないように、接続の事前調査と相互接続点の調査とが並行して行うことが可能であることを接続約款の規定によって明示することが必要である。

考え方 24

接続事業者が工事や保守を行うことに関する手続は、コロケーションが円滑に行われるよう極力簡素なものとすべきであり、不当な制約が課されるべきではなく、本省令改正を受けて行われる接続約款の認可申請及び、その認可に際しては十分留意されるべきである。

考え方 25

接続事業者が自ら工事・保守を行う場合に、具体的な工事・保守を受注させる工事業者の選択の幅をどうするかが問題となる。

このうち、接続事業者の設備のみに関する工事・保守に亘る限りにおいては東西NTTが工事業者の選択に制限を加えるべきではなく、接続事業者の任意による選択がなされるべきである。



一方、東西N T Tの設備との接続工事に関しては、東西N T T自身の設備に関するセキュリティ等への配慮のために東西N T Tが工事業者の選択について一定の要請を行うことが想定される。その場合にも工事を受注可能と東西N T Tが考える工事業者の客観的な条件を予め東西N T Tにおいて公表し、工事の発注を接続事業者が行うことが可能である旨を明示して、東西N T Tが事前に指定した特定の工事業者以外の工事業者に対して工事の施工の門戸を閉ざさないようにすべきである。

考え方 26

接続事業者による工事又は保守に関して求められる安全性の基準については、東西N T Tが接続事業者に対して自らの設備の工事又は保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すべきではない。

考え方 27

接続事業者がコロケーションに際して工事や保守を行う全ての場合において、東西N T Tは立会いを行うことを希望している。しかしながら、不要な立会いを行ない、又、現状のような費用負担を接続事業者に求めるることは円滑なコロケーションの阻害要因となり得るものである。

従って、接続事業者が工事や保守を行う場合に、例えば昼間帯に実施される中間工程（東西N T Tやその他の事業者の設備に重大な障害を与えるおそれのある危険工程を除く。）については立会いを行わないこととする等、立会いをするとしても必要最小限の場合に限定して行うことによって、工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すべきである。

考え方 28

東西N T Tが接続事業者の意に反して、当該接続事業者とサービスの提供上、競争関係において利害相反関係にある業者に工事等を請負わせることは公正競争条件の確保を困難にする可能性がある。

従って、東西N T Tにおいて現在の株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのような当該接続事業者と競争上競合関係にある業者に当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、接続事業者の合意のもとに行うべきである。そしてその場合には、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮が必要である。

考え方 30

接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する「立会い」を接続事業者の合意を得ずに行ったり、又、工事又は保守



の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行為を禁止したりする等の不当な制限が行われることがあってはならない。

考え方 3 2

コロケーションの迅速化に向けて、その手続の標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、又、東西NTT自身の設備の設置よりも時間がかかるないことを旨として、実質的に短縮化した期間を設定すべきである。

コロケーションの迅速化については、標準的期間の設定のみではなく、手続を開始する契機となるコロケーションに関する請求等が円滑に行われるような環境の整備も必要である。そのためには、コロケーションその他接続に関する全ての請求について、可能な限り簡素な請求の様式と、それに対する回答の様式とを接続約款に規定し、必要に応じてその見直しを行うことが一助となると考えられる。

考え方 3 6

工事の標準的期間については、軽微な工事も軽微でない工事も一律に同じ期間を設定することは合理的とは言えない。

従って、例えば局舎内ののみの工事と局舎外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して標準的期間の設定を行うこと等により工事の標準的期間の実質的な短縮化が図られるべきである。

考え方 3 7

コロケーションの工事の期間については、現在かかっている期間の必要性について十分具体的な説明もなされておらず、期間がかかり過ぎているとの不満も多い。従って、コロケーションの工事の標準的な期間の設定にあたっては、東西NTT自身の設備の工事にかかる期間よりも長くならないことを旨として、接続事業者の意向を十分に参考にしつつ、工事の標準的期間の実質的な短縮化が図られるべきである。

考え方 3 9

コロケーションの円滑のため、コロケーションに関して東西NTTが行う工事・保守の負担額を接続約款に規定することには意義がある。規定に際しては、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、又、その内訳と算定の根拠を可能な限り明らかにすべきである。

考え方 4 0

コロケーションに関して東西NTTが行う工事・保守の負担額について、接続事業者側における負担の予測可能性を増す等の観点から、出来る限り個別具体的な内容を接続



約款に規定することとすべきであり、個別の金額の規定の可能性についても東西NTTにおいて早急に検討が行われる必要がある。また、個別の協議において十分な情報開示が行われる必要がある。

考え方4 1

工事又は保守の負担額の算定方法については、必要に応じて適正な方法による按分等を行うことで、接続事業者の間で不公平がないようにすべきである。

考え方4 4

接続事業者がコロケーションに関して行う工事や保守等について東西NTTが立会いを行う場合、東西NTTが接続事業者にその費用負担を求めるときには、「考え方2 7」で述べた必要最小限の場合に限定した立会いを前提として、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに料金設定をすることを含め、必要以上に立会いに時間がかかることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにする必要がある。

このようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために東西NTTにおける必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、今回の省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、見直し後の方法による立会いの費用負担額の適用を本省令改正の施行日に遡及適用することで対処可能と考えられる。

そして、その額の水準が立会いのような比較的軽微な作業に不相応に高額なものとなるないようにすべきである。

考え方5 2

電話加入の名義と異なる名義による電話重畠のDSL利用申込が、単純に名義が異なるという理由のみで、加入者への加入申込の補正などを求めることなく拒絶されるというのであれば、やや柔軟性を欠いた対応であり、是正が行われてしかるべきである。

考え方5 9

コロケーション設備に関する一般商用電源の利用については、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないような措置が採られている範囲内で可能とされるべきである。

